

## 介護認定調査について

介護認定調査はどこで行うか	<p>調査は、原則『生活の場』です。</p> <p>自宅・施設・病院等です。</p> <p>※問診票の(1)本人の居場所(調査場所)の記載間違いがないようにお願いします。 (長女宅にいるのに自宅と記載されている等)</p>
小規模多機能サービスの利用者は、どこで調査を行うか。	<p>小規模多機能サービスの利用者は、審査の上で現在受けているサービスの状況は『在宅利用』となります。</p> <p>訪問調査は、原則『自宅』です。</p> <p>ショートステイを連続利用されている場合の調査場所につきましては、申請時にご相談ください。</p>
調査での同席は必要か	<p>正確な調査を行えるよう、<u>独居者や施設入所者等についても原則ご家族の立ち合いをお願いします。</u></p>
調査する上で『生活の場』にはどれくらいいけばよいか。	<p>調査項目を判断する上で、一週間は同じ場所で生活をしていただく必要があります。</p> <p>入院先より退院した場合やショートステイから自宅に戻った際は、生活環境が異なり介護状況も変わるため、一週間は同じ場所で生活をしていただく必要があります。</p> <p>なお、ターミナル期等の調査につきましては、その限りではありませんので、申請時にご相談ください。</p>
調査時のケアマネージャーの同席は	<p>介護認定調査はモニタリングの場としての活用はできません。調査中の業務対応はお控えください。また、調査員の車が駐車できなくなることがありましたので、駐車場についてはご配慮をお願いします。</p>

## ※介護認定申請の申請代行について

・代行で介護認定申請を行う際は、必ずご家族等の了解を得てから行うようにお願いします。